

チェーン規制について

① 目的

近年の大雪による交通障害の発生を受けて、大雪の時、立ち往生による車両の滞留や交通事故の発生を防止することを目的としています。

※ 従来であれば車両の通行止めとなる状況において、タイヤチェーンを取り付けている車両のみ通行を可能とするものです。

② 実施の可能性がある気象条件

大雪特別警報や大雪に関する緊急発表が行われるような、異例の降雪時に実施される可能性がある規制です。

※ ちなみに昨年度は、全国で大雪特別警報の発令はなく、大雪に対する緊急発表は3回でした。

③ 福井県に係る規制区間

- ・ 国道8号 あわら市熊坂～あわら市笹岡
- ・ 北陸道 丸岡IC～加賀IC
今庄IC～木之本IC

**1台の自動車が動かなくても大渋滞を招きます。
大雪の際は不要・不急の外出は控えましょう。**

※ 制度の詳細については国土交通省にお問い合わせ下さい。

《連絡先》 福井河川国道事務所道路監理課（代表）0776-35-2661